

西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務

プロポーザル実施要領

令和6年4月

岡山県西部衛生施設組合

西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務委託
に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、平成 21 年度に策定した「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」（以下、「基本計画」という。）及び平成 25 年度に策定した「西部ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下、「実施計画」という。）の中間見直しを行い、新たに「西部ブロックごみ処理広域化計画」を策定するものである。本業務委託にあたっては、広範かつ高度な実績や専門知識等を有する事業者から企画提案を募集して、公募型プロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務内容 別紙「西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務仕様書」のとおり

3 実施形式 公募型

4 見積限度額 10,095,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 スケジュール

- (1) 告示 令和 6 年 4 月 3 日（水）
- (2) 質問書受付締切日 令和 6 年 4 月 17 日（水）17 時 15 分まで
- (3) 質問回答日 令和 6 年 4 月 22 日（月）
- (4) 参加申込書受付締切日 令和 6 年 4 月 24 日（水）17 時 15 分まで
- (5) 第 1 次審査（書類審査） 令和 6 年 4 月 26 日（金）
- (6) 企画提案書提出締切日 令和 6 年 5 月 17 日（金）17 時 15 分まで
- (7) プレゼンテーション 令和 6 年 5 月下旬（予定）
- (8) 審査結果通知日 令和 6 年 6 月上旬（予定）

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 組合市町のいずれかで、令和 6 年度の競争入札（見積）参加資格名簿へ登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 中国地方整備局管内に本社、本店、契約権限を有する支店、または営業所を有する者で、賦課されているすべての税（国税、県税、市税）を滞納していないこと。
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員

- 又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 参加資格申請書およびその添付書類に虚偽の記載がないこと。
 - (7) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に組合市町において指名停止措置を受けていないこと。
 - (8) 平成 20 年度以降に、地方公共団体が発注した、一般廃棄物処理基本計画策定業務及びその他類似業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。
 - (9) 次のいずれかに該当する者を管理技術者として配置できること。
 - ア 技術士法で定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士
 - イ 技術士法で定める技術士で総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士
 - (10) 上記の管理技術者のほか、次のいずれかに該当する者を照査技術者として配置できること。
 - ア 技術士法で定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士
 - イ 技術士法で定める技術士で総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環又は廃棄物管理）に登録のある技術士
 - (11) 上記の管理及び照査技術者のほか、担当技術者を配置できること。
 - (12) 管理技術者と照査技術者は兼任できない。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

- (1) 受付時間 令和 6 年 4 月 2 4 日（水）17 時 15 分まで
（時間厳守・郵送の場合は必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、8 時 30 分から 17 時 15 分まで
（土日祭日を除く。）
- (3) 提出書類及び部数
次のア～コの手続きを作成し、各 2 部を提出すること。
（オ、キ及びクについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。
クについては、1 部原本を提出すること。）
 - ア 参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 会社概要書（様式第 2 号）
 - ウ 実績報告書（様式第 3 号）
 - エ 技術者等状況表（様式第 4 号）
 - オ 商業登記簿謄本（写しでも可）
 - カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
 - キ 納税証明書（国税、県税、市税に滞納が無いことの証明、写しでも可）
 - ク 印鑑証明書（原本）
 - ケ 委任状（様式第 5 号）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長

等に委任する場合に提出すること。)

コ 誓約書(様式第6号)

(4) 提出場所 〒714-0054 岡山県笠岡市平成町100番地
岡山県西部衛生施設組合

8 第1次審査(書類審査)に係る審査結果について

(1) 第1次審査(書類審査)に係る審査結果について

提出された参加申込書等を、「書類審査基準(別表1)」に基づく第1次審査(書類審査)を行い、令和6年4月26日(金)までに参加申込書の提出者全員に審査結果を通知するとともに、第1次審査通過者(上位5者、ただし参加申込者が5者以内の場合は、第1次審査(書類審査)の参加資格を満たし最低基準点(得点が満点の50%)を超える者だけを特定の対象)に対し企画提案書(プレゼンテーション含む)の提出要請を行う。

(2) 参加申込書の提出者が1者の場合の取扱い

参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、提出された参加申込書等を「書類審査基準(別表1)」に基づく第1次審査(書類審査)を行い、最低基準点(得点が満点の50%)を超えていれば、企画提案書(プレゼンテーション含む)の提出要請を行う。

ただし、最低基準点を超えていなければ提出要請はしない。

また、参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

9 企画提案書

第1次審査(書類審査)を通過した者は、企画提案書(A4縦型、両面カラー印刷可)を作成し提出すること。

ただし、説明資料には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこととする。

(1) 受付期間 令和6年5月17日(金)17時15分まで
(時間厳守・郵送の場合必着)

(2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、8時30分から17時15分まで

(3) 提出書類及び部数

ア 企画提案書提出届(様式第7号) 1部

イ 企画提案書(任意様式) 7部

※「西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務仕様書」を十分に踏まえた内容とすること。

※企画提案書の内容は、参加者が責任をもって必ず履行できるものとする。

※「西部ブロックごみ処理広域化計画策定業務仕様書」に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる業務がある場合には、合わせて提案ができるものとする。ただし、これに係る経費は提出する見積書に記載する価格に含まれる。

ウ 業務実施体制図(任意様式) 7部

エ 業務工程表(任意様式) 7部

※参加者のノウハウや経験を踏まえ、円滑な事業化を念頭においたスケジュール

を作成すること。

オ 参考見積書（様式第8号）および見積内訳書 1部

カ 上記電子データ（CDまたはDVD） 1部

(4) 提出場所 〒714-0054 岡山県笠岡市平成町100番地
岡山県西部衛生施設組合

(5) 注意事項 原則、企画提案書は1者1案とする。
企画提案書を受け付けた後の追加や修正は認めない。

1.0 質問回答

(1) 質問方法 質問書（任意様式）を電子メールに添付して送信
※電話、来庁等による口頭での質問は一切受け付けません。

(2) 質問送付先 seibueisei@city.kasaoka.lg.jp

(3) 質問締切 令和6年4月17日（水）17時15分まで

(4) 質問回答期限 令和6年4月22日（月）

(5) 質問回答方法 参加業者全者へ電子メールを送付します。

1.1 プレゼンテーション

(1) 日時 令和6年5月下旬（予定）
※時間・場所等の詳細については、参加資格の確認通知に添付します。

(2) 出席者 説明者は、本業務の実施体制に記載した者のうち担当技術者となる者が行うこと。なお、プレゼンテーションに参加する人数は3名以内とする。

(3) 内容 質疑応答を含め30分以内を想定しています。
※詳細は、実施日時とともに参加資格の確認通知に添付します。

1.2 評価基準

別紙評価基準書「企画提案審査基準（別表2）」のとおり

1.3 選考方法

(1) 審査委員会は、委員6人で構成され、上記「1.2 評価基準」に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により、提案者ごとに点数評価を行います。

(2) 各審査委員は、それぞれ独立に審査を行い、点数を付与します。評価項目それぞれにおいて各委員の点数を合計し、6で除した点数をその参加者の点数とします。点数に小数点以下の端数が生じた場合は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを点数とします。

(3) 評価点（満点）の60%以上を最低基準点とし、最低基準点に満たない提案者は選外とします。

(4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行います。

(5) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を優先交渉権者とします。

(6) 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を優先交渉権者として特定します。

(7) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者

- イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
- ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者
- エ プレゼンテーションに参加しなかった者
- オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
- カ 参考見積者の金額が見積限度額を超えている者

1 4 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定した後、プレゼンテーションに参加した全者に通知します。ただし、失格となった場合は、別途通知します。

1 5 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に準じて対応するので、第三者に開示する場合があります。しかし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認める情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。
- (3) 提出期限以降における訂正や差し換えは、組合から指示があった場合を除き認めません。
- (4) 技術者等状況表（様式第4号）および業務実施体制図（任意様式）に記載した配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者は原則変更できないものとする。やむを得ない理由で変更する場合には、組合と協議の上決定するものとする。

1 6 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 委託業者の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。ただし、組合が認めた場合（一部の業務を第三者に再委託する）はその限りではない。
- (3) 個人情報を取扱う場合には、笠岡市個人情報保護条例、笠岡市個人情報保護条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに準じ、これを適切に取り扱うものとし、また、委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により組合又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について組合と受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (4) その他契約に関する条項は、笠岡市契約規則に準じる。
- (5) 契約締結後であっても、参加者が条件を満たしていないことが判明したときは、契約を解除できるものとする。

1 7 その他

- (1) 仕様書に記載のない事柄についても、積極的に提案をし、当該事業がより良いものになるようにすること。
- (2) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を組合

に請求することはできません。

- (3) 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出してください。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、笠岡市情報公開条例に準じ開示請求があった時は公開することがあること。
- (5) 当該業務の受注者から提出された資料（企画提案書を含む）は、笠岡市情報公開条例に準じ開示請求があった時は公開することがあること。
- (6) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成したものに帰属するものとしませんが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより組合が無償で使用できるものとしします。

1 8 問合せ先

岡山県西部衛生施設組合

〒714-0054 岡山県笠岡市平成町 100 番地

電 話：0865-66-2620

F A X：0865-66-2686

Eメール：seibueisei@city.kasaoka.lg.jp